

第7回国立大学法人信州大学経営協議会議事要録(案)

日 時 平成17年6月27日(月) 13時05分～15時05分
場 所 繊維学部 総合研究棟7階 ミーティングルーム1
出 席 者 小宮山学長, 藤沢, 白井, 唐澤, 野村, 勝山, 竹本 各理事
内田, 大和田, 鹽野, 茅野, 安川 各委員
梶谷, 堀井 各監事
欠 席 者 大崎, 坂本 各委員

議事に先立ち, 学長から, 6月11日付けで渡邊委員の後任委員として就任した唐澤理事の紹介があった。

前回議事要録の確認

議長から, 第6回議事要録について諮り, 確認された。

議 題

1 国立大学法人信州大学経営協議会規程の一部を改正する規程(案)について

議長から, 現在の経営協議会の学外委員は, 同規程第3条第1項第3号の規定により7人であるが, 7つの自治体との地域連携協定が進み, 地域貢献についても充実してきたことから, 自治体関係者の学外委員を1人追加して, 8人にするための規定改正である旨の説明があった後, 総務課長から, 資料 1に基づき, 制定理由, 改正内容及び施行日等について説明があった。

引き続いて, 議長から, このことについて諮り, 原案のとおり承認され, この後開催の役員会に付議する旨の発言があった。

2 平成16事業年度業務実績報告書(案)について

橋本副学長から, 資料 2に基づき, 大学自身による中期目標・計画が, 当該事業年度にどの程度実施されたかを評価する平成16事業年度に係る業務の実績に関する報告書(案)について, 説明があった。

引き続いて, 議長から, このことについて諮り, 原案のとおり承認され, この後開催の役員会に付議した上で, 6月30日に文部科学省に提出する旨の発言があった。

3 平成16年度決算について

藤沢理事から, 資料 3-1から3-7に基づき, 平成16年度決算について説明があり, 利益剰余金として挙げられている金額については, 10月に行われる文部科学大臣承認の後に具体的な用途を検討する旨の発言があった。

引き続いて, 議長から, このことについて諮り, 平成16年度決算に係る利益の分析に関連して次の意見が出された。

(発言要旨)

「利益の分析」の「固定資産関係の損益」6.82億円は, 長期的見地からは0円にな

ってしまう性格のものである。

「利益の分析」をみると、国立大学法人移行初年度の決算に特有の事情で利益として計上されたもの、及び執行残として次年度への執行が繰り越された結果当年度の利益として計上されたものがあり、このようなものは当期の利益として認識するべきではない。これに対して、外部資金による利益は当期の利益と考えられる。今後のために、上述のような観点から何が当期に帰属する利益かを分析して、当期の利益を正確に把握する必要がある。

「財務諸表（案）」については、監査法人によるチェックが行われているので、大きな問題は無いと思うが、本来突合すべき数字が合っていない箇所がいくつか見受けられる。報告の必要は無いが調べておいて欲しい。

「財務諸表（案）」の２ページ「流動資産」の「未収付属病院収入」のうち回収の見込みが無いものがあれば、勘定から落として損失計上するべきである。同様に「貯蔵品」についてもデッドストックとなっているものがあれば、廃棄損失を計上するべきであり、適切な財務管理を心がけて欲しい。

これからは、経営問題として捉える必要があり、その執行責任は各学部長にある。このことを十分認識して欲しい。

委員からの意見に基づく審議の後、指摘のあった事項等を踏まえ今後の手続きを行うこととし、本件は承認され、この後開催の役員会に付議した上で、6月30日に文部科学省に提出する旨の発言をする旨の発言があった。

報告事項

1 平成16年度監事監査結果報告書について

梶谷監事から、資料 4 に基づき、平成16年度監事監査結果について報告があった。

引き続き、議長から、監査結果を踏まえた法科大学院の設置申請に係る問題に対する監事兩名から提出された意見書の中にもあったが、この問題の一因として、刊行物の編集等が杜撰であったことが認められるので、これらの編集等の手続きの見直しと責任体制を構築する旨の発言があった。

2 平成17年度予算配分について

藤沢理事から、資料 5 - 1 に基づき、平成17年度予算配分額について報告があり、各学部等への配分方法については、まだ、学長決定がなされていないので、学内予算配分ワーキンググループによる精査を行い、最終的な配分方法が決定した段階で経営協議会に報告する旨の発言があった。

3 平成18年度概算要求事項について

議長から、平成18年度概算要求事項については、6月23日に文部科学省へ提出済みである旨の説明があった後、藤沢理事から、資料 6 - 1, 6 - 2 に基づき、平成18年度概算要求事項について報告があり、さらに、参考資料に基づき、国立大学協会からの国立大学の予算充実に係る要望事項についての説明があった。

引き続いて、委員から、このことについて次の発言があり、意見交換が行われた。

(発言要旨)

基礎的学問分野に対する配慮と発展が期待される分野に対するプロジェクト方式による要求がいいのかどうかの検討が、今後の課題である。

平成18年度の概算要求の採択方針の情報として、科学技術基本方針の過去10年間の反省が非公式の基準になっている。内容は以下のとおり、

特定の教員に特定のプロジェクトが偏っている。

21世紀の将来に対して本当に役立つような人の知識をどうするのか。

グローバルな問題が欠けている。

概算要求基準が特に厳しくなっており、COE等の予算の付いた研究については、その申請した研究内容と実際に行う研究内容が絶対に違ってはならない。

4 組織開発イニシアチブグループの活動報告について

藤沢理事から、資料7に基づき、信州大学における組織業務改革の経過について報告があった後、学長室課長から、その改革の進捗状況及び今後の作業日程について詳細な報告があった。

引き続いて、委員から、この事項について次の発言があり、意見交換が行われた。

(発言要旨)

注目すべき取り組みである。東京大学ではトヨタ方式による業務改革を行っており、経営協議会委員としても、是非協力したい。

5 信州大学法科大学院の設置申請に係る問題について

議長から、本件については、6月8日付けの報告書によって学外委員には報告済である旨の発言があった後、調査委員会委員長であった藤沢理事から、資料8-1、8-2に基づき、調査の概要及び結果並びに今後の信頼回復に向けた措置等について説明があった。

また、議長から、法科大学院を辞任した3人の代替者については、8月の設置審に向け申請の準備を行っており、この認可が下りるまでは、法科大学院の学生募集は自粛する旨の発言があった。

さらに、議長から、資料8-3に基づき、信頼回復を具体化するための取り組みの一環として、外部の有識者を含めた「法科大学院改善検討委員会」を設置した旨と再発を防止するために、大学改組に係る全学的な「設置認可申請審査委員会」を企画担当理事、研究担当理事並びに文系、理系の各研究科長から2名ずつ合計6人の委員構成によるものとし、この後開催の役員会に付議した後、6月28日から発足させる旨の報告があった。

引き続いて、委員から、この事項について次の発言があり、意見交換が行われた。

(発言要旨)

国立大学法人化されたことにより、設置審の審査が非常に厳しくなっているので、これからは、この問題を経営問題として捉えるべきである。

設置審の審査基準によると「紀要など学内で刊行し発表した論文」及び「論文投稿が5年以上ない者」は、その審査過程において不可になる可能性があり、これらの点が問題となったと考えられるので、信州大学において「論文数」及び「実績」の両方を考えた基準を

作成して、設置審への対応を真剣に考えて欲しい。

内田委員から、席上配布資料に基づき、この問題に対する苦言として、コンプライアンス（法令遵守）についての説明があった。

法令は人の行動や組織の活動を社会的要請に合致させるための手段に過ぎず、遵守すること自体が目的ではないので、コンプライアンス（法令遵守）だけでは、社会的要請に適應できない。潜在的な社会要請に鋭敏に反応し、具体的方針を持って対応することが重要である。

教育研究水準目標及び教員選定基準については、経営組織体としての決定手続き及び決定者の責任権限をそれぞれ明確にして、社会審判に耐えうる透明性のある経営システムを構築しなければならない。

6 その他

議長から、次回経営協議会の開催予定について発言があり、9月中に開催することが確認され、具体的な日程調整を行うこととなった。

以 上